個人情報保護制度　－　手続きの主な流れ

開示請求に関する相談請求内容の特定

個人情報保護窓口（総務部総務課）における打合せ等により、開示請求する内容（保有個人データ）を決めてください。

↓

開示請求書の提出

●所要事項を記入した開示請求書を**総務部総務課窓口**へ提出してください。

↓

開示請求書の補正

開示請求書の記載内容に不備等があった場合に必要になります。

↓

開示等の決定

↓

開示決定通知書の受領

→ 開示決定等に不服がある場合

不服申立

↓

個人情報保護委員会・審査会

↓

保有個人データの開示実施
（閲覧・写し等の受領）

↓

開示を受けた保有個人データの訂正・利用停止等を請求する場合

訂正請求もしくは利用停止等請求の相談

開示決定に基づき開示を受けた保有個人データの訂正もしくは利用停止等を請求する際は、**総務部総務課窓口**にご相談ください。

↓

訂正請求もしくは利用停止等請求書の提出

所要事項を記載した訂正請求書もしくは利用停止等請求書を**総務部総務課窓口**へ提出してください。

↓

訂正請求書もしくは利用停止等請求書の補正

訂正請求もしくは利用停止等請求書の記載内容に不備等があった場合に必要になります。

↓

訂正等もしくは利用停止等の決定